

# しあわせ信州創造プラン 2.0 (原案)

～学びと自治の力で拓く新時代～

長野県



## < 目 次 >

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の進捗管理	1
<b>第1編 現状と課題</b>	<b>3</b>
第1章 長野県を取り巻く状況	4
1 急激な人口減少と東京圏への人口流出	4
2 技術革新とグローバル化の急速な進展	6
3 人生100年時代へ	7
4 貧困・格差の拡大	8
5 東京オリンピック・パラリンピックの開催	8
6 広域交通ネットワークの充実	8
7 SDGsなど持続可能な社会をめざす気運の高まり	9
第2章 長野県の特長	11
1 豊かな自然環境	11
2 大都市圏からのアクセスの良さ	11
3 多様な個性を持つ地域	11
4 全国トップレベルの健康長寿	11
5 自主自立の県民性	11
<b>第2編 基本目標</b>	<b>13</b>
確かな暮らしが営まれる美しい信州 ～学びと自治の力で拓く新時代～	14
<b>第3編 政策推進の基本方針とめざす姿</b>	<b>15</b>
1 学びの県づくり	17
2 産業の生産性が高い県づくり	17
3 人をひきつける快適な県づくり	18
4 いのちを守り育む県づくり	18
5 誰にでも居場所と出番がある県づくり	19
6 自治の力みなぎる県づくり	19
<b>第4編 総合的に展開する重点政策</b>	<b>21</b>
1 学びの県づくり	23
1-1 生きる力と創造力を育む教育の推進	24
(未来を切り拓く確かな学力の育成)	
(豊かな心と健やかな身体の育成)	
(すべての子どもの学びの保障)	
1-2 地域とともに取り組む楽しい学校づくり	26

(地域と学校が連携した教育の推進)  
(教員と児童生徒が向き合うための環境整備)

1-3	高等教育の振興による知の拠点づくり	27
	(県内高等教育機関の魅力向上)	
	(県内高等教育機関を核とした地域づくり)	
1-4	生涯を通じて学べる環境の整備	29
2	産業の生産性が高い県づくり	31
2-1	革新力に富んだ産業の創出・育成	32
	(成長産業の創出・集積)	
	(技術革新を活かした生産性向上)	
	(起業・スタートアップへの支援)	
2-2	自立度の高い循環型経済圏づくり	34
	(信州農畜産物の活用拡大)	
	(信州の木自給圏の構築)	
	(エネルギー自立地域の確立)	
	(地消地産と連動した県産品消費の拡大)	
2-3	海外との未来志向の連携	36
	(海外活力の取り込み強化)	
	(国際連携の強化)	
2-4	収益性と創造性の高い農林業の推進	37
	(次代を担う人材の確保)	
	(多様な技術の活用による効率的な経営の促進)	
	(需要を創出するマーケティングの展開)	
	(消費者とつながる信州の「食」の推進)	
	(森林の持続的な管理と多面的な利活用)	
2-5	地域に根差した産業の振興	40
	(活力あるサービス産業)	
	(時代をつなぐ伝統的工芸品産業)	
	(暮らしを支える建設産業)	
2-6	郷学郷就の産業人材育成・確保	42
	(信州産業を担う人材の育成・確保)	
	(高度専門人材の確保)	
	(働き方改革の推進)	
	(多様な人材の労働参加)	
3	人をひきつける快適な県づくり	47
3-1	信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大	48
	(移住・交流の新展開)	
	(多様な働き方暮らし方の提案・支援)	
3-2	世界を魅了するしあわせ観光地域づくり	50
	(稼ぐ観光の基盤づくり)	
	(山岳高原観光ブランドの形成・確立)	
	(戦略的なインバウンドの展開)	
3-3	心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興	52
	(文化芸術に親しむ基盤づくり)	
	(地域に根付く文化芸術の継承・活用)	
3-4	2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興	53
	(2027大会に向けた体制整備)	

	(スポーツによる元気な地域づくり)	
3-5	市街地の活性化と快適な生活空間の創造	54
	(潤いのあるまち・むらづくり)	
	(官民施設の有効活用)	
	(ICT利活用の拡大)	
3-6	中山間地域での暮らしの価値の再発見	57
	(コミュニティを支える人づくり)	
	(創造的な暮らしの基盤づくり)	
3-7	生活を支える地域交通の確保	58
	(自家用車に依存しない地域づくり)	
	(生活の基盤となる道路網の整備)	
3-8	本州中央部広域交流圏の形成	59
	(鉄道の整備促進・利便性向上)	
	(高規格幹線道路、地域高規格道路の整備)	
	(信州まつもと空港の発展・国際化の実現)	
4	いのちを守り育む県づくり	63
4-1	県土の強靱化	64
	(消防防災体制の充実)	
	(災害に強いインフラ整備)	
4-2	ライフステージに応じた健康づくりの支援	66
	(保健活動の推進)	
	(信州ACE(エース)プロジェクトの新展開)	
4-3	医療・介護提供体制の充実	68
	(ニーズに応える医療の提供)	
	(医療従事者の養成・確保)	
	(心と身体の健康を守る疾病対策の推進)	
	(地域包括ケア体制の確立)	
4-4	生命・生活リスクの軽減	70
	(生きることを包括的に支える自殺対策の強化)	
	(交通安全対策の推進)	
	(山岳遭難の防止)	
	(消費生活の安定と向上)	
	(食品・医薬品等の安全確保)	
	(犯罪のない安全な社会づくり)	
4-5	地球環境への貢献	73
	(脱炭素社会の構築)	
	(生物多様性の保全)	
	(水・大気環境等の保全)	
	(循環型社会の形成)	
5	誰にでも居場所と出番がある県づくり	77
5-1	多様性を尊重する共生社会づくり	78
	(障がい者が暮らしやすい地域づくり)	
	(福祉を支える体制の充実)	
	(社会的援護の促進)	
	(人権を尊重する社会づくり)	
5-2	女性が輝く社会づくり	80
5-3	人生二毛作社会の実現	82
5-4	若者のライフデザインの希望実現	83
	(結婚の希望の実現)	

	(妊娠・出産の安心向上)	
	(魅力ある子育て環境づくり)	
5-5	子ども・若者が夢を持てる社会づくり	85
	(困難を抱える子どもへの支援)	
	(子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援)	
6	自治の力みなぎる県づくり	89
6-1	個性豊かな地域づくりの推進	90
	(自主的な地域づくりへの支援)	
	(新時代に適合した県と市町村の関係構築)	
	(多様な主体との連携・協働)	
6-2	信州のブランド力向上と発信	92
6-3	地域振興局を核とした地域課題の解決	93

第5編 地域計画	95
----------	----

1	佐久地域	98
2	上田地域	104
3	諏訪地域	110
4	上伊那地域	116
5	南信州地域	124
6	木曾地域	132
7	松本地域	140
8	北アルプス地域	146
9	長野地域	154
10	北信地域	162

第6編 チャレンジプロジェクト	171
-----------------	-----

1	人生を豊かにする創造的な「学び」の基盤づくりプロジェクト	173
2	共創を促進するイノベティブな産業圏づくりプロジェクト	174
3	未来に続く魅力あるまちづくりプロジェクト	175
4	美しく豊かな木と森の文化の再生・創造プロジェクト	176
5	安心できる持続可能な医療・介護の構築プロジェクト	177
6	人生のマルチステージ時代における多様な生き方の支援プロジェクト	178

第7編 政策力を高める学ぶ県組織への転換	179
----------------------	-----

公共事業の主な整備箇所一覧	183
---------------	-----

用語解説

## 1 計画策定の趣旨

私たちが生きる現代社会は、第4次産業革命\*と呼ばれる技術革新が進展し、工業社会、情報社会に続く、超スマート社会に向かって急速に変化しています。日本では、人口減少と少子高齢化、東京圏への人口の一極集中が進み、右肩上がりの経済成長や人口構造を前提とした旧来型の社会システムは、もはや通用しなくなりつつあります。

私たちを取り巻く環境が大きく加速度的に変化する中において、県民の皆様が将来にわたってしあわせに暮らし続けられるようにするためには、豊かな自然や独自の文化、健康長寿などの価値を大切に守り育てながら、先行きが見通せない現状を打破し、新しい時代にふさわしい社会の仕組みを創造していかなければなりません。

この計画は、こうした潮流を的確に捉え、県づくりの方向性を明らかにし、県民の皆様と共有しながら、夢や希望の実現に取り組んでいくために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、県政運営の基本となる総合計画であり、次の性格を有するものです。

- 概ね2030年の長野県の将来像を展望する長期ビジョン
- 上記を実現するための今後5年間の行動計画
- まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略[信州創生戦略を継承]
- SDGs（持続可能な開発目標）\*の達成に寄与するもの[経済・社会・環境の3側面の課題に統合的に取り組み、誰一人取り残さない社会の実現をめざす]

## 3 計画の期間

2018年度（平成30年度）から2022年度までの5か年間とします。

## 4 計画の進捗管理

計画の実行に当たっては、設定した数値目標をもとに、毎年度政策の進捗状況の評価を実施し、PDCAサイクルを回していくことにより、計画の実効性を高めます。

進捗管理については、評価の客観性・妥当性を担保し、説明責任を果たすため、策定に関与した総合計画審議会において実施します。また、その評価結果は、県議会に報告するとともに、県民の皆様に分かりやすく公表します。